

日本国農林水産省とバングラデシュ人民共和国農業省との間の協力合意文書(仮訳)

日本国農林水産省とバングラデシュ人民共和国農業省(以下個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という。)は、

日本とバングラデシュの間の協力の重要性を認識し、

日本とバングラデシュの間の持続可能な食料と栄養の安全保障の目標を達成するための食料及び農業分野における貿易と投資を促進することを通じて両国間に存在する二国間友好関係を強化する必要性を認識し、

協力の発展を通じて、貿易促進と投資において相当の利点が得られること、そして、それが両当事者の相互の利益になることを考慮して、

以下の共通認識に達した。

第1項 目的

この協力合意文書(以下「本文書」という。)の目的は、両当事者が決定したとおり、農業ベースのビジネスを強化し、投資を誘致することで、協力を強化して拡大することである。

第2項 協力分野

協力の優先分野は以下のとおりとする。

1. 食料及び農業分野における貿易と投資
2. 食料及び農業分野におけるテクノロジーとイノベーション
3. 食料安全保障と気候変動
4. 両当事者が決定したその他事項

第3項 合同農業作業部会

ガイダンスを提供し、活動やプロジェクトの進捗状況を確認し、本文書の下での協力を促進するために、合同農業作業部会(以下、「JAWG」という。)を設立する。定期的な連絡を維持するために、両当事者のフォーカルポイントを決定する必要がある。JAWG は、両当事者の決定に基づき、対面又はバーチャル方式で開催する。

第4項 人材育成

共同活動は両当事者によって決定され、相互に決定された手順を通じて実施される。トレーニングは、農業の研究開発及び農民の生計向上の分野での知識を習得するために整備される。大学院、博士号及び博士研究員、研究訪問及び視察、研修、科学者と教育者のワークショップなどの人材育成プログラムは、農業、関連分野の様々な分野の知識と専門知識を共有するために開始される。

第5項 財務上の義務及び実施規則

関係者の交流、視察、JAWG の出席に関しては、派遣する当事者が全ての費用を負担し、受け入れる当事者が必要な物流手配を提供する。本文書の実施に伴う知的財産に関する事項は、両国の法律及び適用される国際条約に従って処理される。両当事者は、情報を第三者に提供することを相互に決定しない限り、それぞれの国内法に従って、機密とみなされる情報又は開示すべきでないとされる情報を保護する。提供された文書及び情報の機密性は、本文書の終了に関わらず維持される。

第6項 適用範囲

本文書に基づく両当事者の全ての活動は、既存の国内法に基づいて実行される。この合意文書は、日本とバングラデシュ間の既存の二国間協定に基づきいかなるコミットメントにも影響を与えないものとする。

第7項 紛争解決

本文書の実施に関連する両当事者の間で発生する可能性のある紛争は、直接協議又は外交ルートを通じて友好的に解決する。

第8項 開始と終了

本文書は、署名日に開始され、5年間継続される。いずれかの当事者が本文書を終了する少なくとも3か月より以前に、一方の当事者に書面で終了の意思を通知しない限り、5年ごとに自動的に延長されるものとする。両当事者は、書面による相互の合意により、本文書の全部又は一部を改訂することができる。本文書が終了した場合、進行中のプロジェクトに支障は生じない。

2023年4月26日、東京にて、英文の2通の原本に署名する。両当事者は、本文書の原本を保有する。

日本国農林水産省のために

バングラデシュ人民共和国農業省のために

野村哲郎
日本国農林水産大臣

モハンマド・アブドゥル・ラザク
バングラデシュ人民共和国農業大臣